

「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について

平成13年3月30日 雇児発第218号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所における短時間勤務の保育士については、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日雇児発第85号厚生省児童家庭局長通知）」により、その導入に当たっての留意点を示してきたところである。

この間、地域の実情に応じた取組を容易する観点から各般の施策を講じてきたところであるが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、年度途中の保育児童数の変化に柔軟に対応するため、今般、上記局長通知を下記の通り改正することとしたので、通知する。なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1の（1）の後段として次のように加える。

ただし、年度途中の児童の入退所に伴い最低基準上定数増となる保育士については、短時間勤務の保育士であっても差し支えない。